

令和 6 年度パソコン等機器売却に関する見積合わせ実施要領

下記のとおり見積合わせを行いますので、参加を希望する方は、必要書類を本要領に従って提出してください。

令和 6 年 8 月 1 日

各務原市長 浅野 健司

記

1 対象案件

- ① 件名 令和 6 年度パソコン等機器売却
- ② 物品及び予定数量 別紙 売却機器一覧のとおり
- ③ 引渡場所 各務原市那加桜町 1 丁目 69 番地 各務原市役所
- ④ 売却物品の仕様等 「令和 6 年度パソコン等機器売却仕様書」による。

2 見積合わせに参加する者に必要な要件

次の全ての条件を満たす者とする。

- ① 各務原市競争入札参加資格を有していること。
- ② 各務原市競争入札参加資格停止措置要綱(平成 14 年 9 月 30 日決裁)による指名停止を受けていないこと。
- ③ 各務原市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱(平成 22 年 7 月 23 日決裁)に基づく排除措置の対象となっていない者であること。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- ④ 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。
- ⑤ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑥ 情報セキュリティ管理を適切に行う体制が整備されており、過去 1 年以内に、地方公共団体との間でパソコンの処分に関する契約を受託した実績を有し、情報セキュリティ事故を発生させていないこと。

3 仕様書の交付

- ① 仕様書の交付について

仕様書の交付を希望する場合は、令和 6 年 8 月 8 日(木)午後 5 時までに、「6 問い合わせ先」へ請求すること。

- ② 仕様に対する質問について
仕様に対する質問がある場合は、令和 6 年 8 月 9 日(金)午後 5 時まで、「6 問い合わせ先」へ電子メールで提出し、電話にて到達確認を行うこと。件名は「令和 6 年度パソコン等機器売却に関する質問(会社名)」とすること。
- ③ 仕様に対する質問の回答について
仕様に対する質問の回答は、令和 6 年 8 月 15 日(木)午後 5 時まで、仕様書の交付を希望された方へ電子メールで個別に連絡を行う。

4 見積合わせ場所及び日時

- ① 日時 令和 6 年 8 月 23 日(金) 午前 10 時 00 分
- ② 場所 各務原市役所情報推進課
(各務原市那加桜町 1 丁目 69 番地 各務原市役所本庁舎)
- ③ 提出書類 見積書(指定様式) 1 部
- ④ 契約保証金 免除
- ⑤ 契約書作成の要否 要
- ⑥ 前払金 無
- ⑦ 部分払 無
- ⑧ 見積書提出方法
見積書については、上記日時までに持参または郵送すること。
郵送で提出する場合には、書留等送達の確認できる方法により送付すること。
- ⑨ 見積金額について
落札者決定にあたっては、見積書に記載された金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、見積者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を見積書に記載すること。
- ⑩ その他
- ・見積書の提出に要する費用は、事業者の負担とする。
 - ・見積金額は、機器買取費用から諸経費等を引いた金額とする。
 - ・諸経費等が機器買取費用を上回り見積金額が請求額となる場合は、分かるように見積書に記載すること。ただし、その場合は「5 落札者の決定方法」の条件を満たさない。
 - ・見積書への押印については、各務原市競争入札参加資格に届出のある印鑑を使用すること。

5 落札者の決定方法

売却予定価格以上で、最高価格の見積提出者のみ「2 見積合わせに参加する者に必要な要件」を審査し、全てを満たしている場合は、落札者と決定する。資格が認められない場合は失格とし、次順位の者の審査を行う。この審査は、落札者が決定するまで行う。

落札者となるべき同価格の見積を提出した者が 2 者以上あるときは、直ちに契約担当以外の職員がくじを引き落札者を決定する。

6 問い合わせ先

各務原市企画総務部情報推進課 小森

電話:058-383-9928(直通) e-mail:jyohos@city.kakamigahara.gifu.jp

※電子メールにより問い合わせをする場合には、電子メールを送信した旨を電話により連絡すること。